

「手話で広がる会話の輪」



昭和50年12月9日は、国際連合で「障害者の権利宣言」が採択された日です。この日に合わせ、12月3日から12月9日までを、障害者基本法で「障害者週間」と定めています。障がい者の自立と社会参加を実現していくために、皆さんの理解と協力が重要です。

障害者週間をきっかけにして、今回は言語機能や聴覚機能に障がいがあるかたの福祉について関心と理解を深めましょう。

問い合わせ 市福祉課 ☎ 43・8189

「言語や聴覚の障がい」とは？

言語障がいは主に2つの障がいの状態に分けられます。失語症や言語発達障がいによる言葉の理解や適切な表現が困難な「言語機能の障がい」。吃音障がいや発声機能の喪失などによる言葉の理解には支障はなく、発声だけが困難な「音声機能の障がい」です。

聴覚障がいには、聞こえ方の程度や聞こえなくなっ

た時期によって、主に3つの障がいの状態に分けられます。生まれつき、または言葉を覚える前から聞こえない「ろう」。発話に問題のない人がほとんどではあるが、言葉を覚えた後で聞こえなくなった「中途失聴」。補聴器を使って会話ができる人からわずかな音しか聞こえない人まで、さまざまな聞こえ方の程度がある「難聴」。

言語機能や聴覚機能に障がいがある人は、外見から

は困っていることが分かりにくいので、周囲の人から誤解されることも多くあります。コミュニケーションの方法や聞こえ方の程度は人それぞれであるため、個別の配慮が必要です。

もしあなたが、言語機能や聴覚機能に障がいがあり、自分の考えていることや思っていることを相手に伝えることができなくなったらどうしますか。そのようなかたへの支援事業や手話について紹介します。

手話通訳者を

利用してみませんか？

聴覚障がい者やその他の支援を必要とする人に対し、手話通訳者を派遣する事業です。手話通訳や要約筆記などの方法で意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

現在14人が手話通訳者として登録していて、令和3年度は75件の派遣を行いました。

市は先日、手話通訳者の皆さんから意見を聞く場を設けました。

また実際に支援事業を利用したかたにも、アンケートなどで感想を聞きました。どちらも肯定的な意見が、数多く聞かれました。

しかし、支援事業を利用したかたの中には、日常生活で支援員がいなかったときに「手話などで手助けしてくれる人が近所にいたら助かる」「見た目では耳が聞こ

手話通訳者の声

- ・幼少期から大人になるまで長年支援に入り、成長を見守ることが出来た
- ・同じ利用者に支援に入り3回目のとき、利用者が玄関で待っていてくれた。通訳者が来るのを心待ちにしているのだと感じた

支援事業利用者の声

- ・病院や店を利用する際に笑顔が増えた
- ・手話をする人がたくさん増えて、あいさつをしてくれる人が増えた
- ・事業が長く続いていて、何でも相談できることがうれしい

あなたも誰かの「支え」になれる

聴覚障がい者などを支援するため、日常生活に必要な手話語彙や手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成する講座を宗像市と共同で実施しています。受講者は1年を通じて手話に必要な技術の習得を行っています。

受講生は来年度4月号の広報ふくつで募集する予定です。



▲意思疎通支援事業を通して感じたことなどを、手話通訳者の皆さんから聞き取り、事業の改善につなげていきます

市は「障害」ではなく「障がい」と表記するようにしていますが、法律用語などの固有名詞はそのまま「障害」と表記しています。

～手話も言語の1つです～

平成18年の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」で、手話は言語であるということが認められました。日本でも平成23年に改正された障害者基本法において「手話は言語の1つである」と明確化されています。

例えば、手話で「予定」と「ゾウ（象）」は同じ動きをします。理由は「予」の旧漢字の「豫（あらかじめ）」が手話の由来になっているからで、「予定」も「ゾウ」も右手をグーにして、その手を鼻先に持っていく手首を折り曲げて振る動きになります。



※動きは一例で他の表現方法もあります